

消費税の三つの改正

平成23年6月に消費税の改正がありました。

主な改正点は、次の3項目です。適用時期が迫ってきたので、再度確認の意味でまとめてみたいと思います。

1. 免税点制度の適用見直し

基準期間の課税売上高が1000万円以下であっても特定期間（前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間）の課税売上高が1000万円を超えるとその事業者は免税事業者になれないこととなります。

この改正は、その年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始する課税期間から適用になります。

2. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の見直し

「95%ルール」とは、次のことを言っていま

した。すなわち、非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入税額控除を認めないのが原則です。にもかかわらず、売上げのほとんど（95%以上）が課税売上げの場合は、全ての仕入れについて仕入税額控除を認めていました。このたび、当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、課税売上割合が95%以上であっても全額を仕入税額控除することはできず、原則に戻って個別対応方式もしくは一括比例配分方式のいずれかにより行うことになりました。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3. 「仕入控除税額に関する明細書」の見直し

平成24年4月1日以後に提出する還付申告書には、添付が義務化された2枚綴りの「消費税の還付申告に関する明細書」があり、取引金額が100万円以上の主な課税資産の譲渡等や輸出取引等の明細を記載するなど、より詳細な記載が求められています。この「消費税の還付申告に関する明細書」や記載例などは、国税庁のホームページに記載されています。

ナマの税務相談室

Q 暫くぶりにご相談したいことがあります。と、参りました。

A お元気そうで何よりです。ところで、本日はどのような件でお越しになったのですか？

Q 実は、私もご存知のように世に言われる平均寿命年齢もそう遠くないので、相続対策も考えないわけでもありません。素人判断でやっていますので、今日はそのチェックを賜りたいと思い参上しました。

A それはそれは。相続対策はお元気なうちから考えておいた方がよろしいですね。病気になって慌てて考えても良い考えはおいそれと浮ぶわけでもありませんからね。

Q 実は、数年前から私が持っている私の弟が経営している甲社の株式を、弟の了解を得て額面110万円以下を念頭に置いて長男に贈与しています。ただ、贈与契約等の書類等は作成していません。

贈与って意外と 落とし穴がある

A 今お話を伺いまして少し気になる点を申し上げます。基本的なことで恐縮ですが、贈与は贈与者と受贈者間の贈与契約に基づき法律行為です。

書類は作成してないとのことですが、ご本人が贈与した積もりでも客観的に贈与事実が認められない場合は、いざ相続が発生した時ご本人の財産として相続財産となります。

ただし、甲社の法人税の申告書の別表において名義変更の確認や配当の申告等がある場合は贈与と認められるでしょうが、客観的な証拠がない場合は立証行為が必要です。

また、贈与税の申告をしていない場合において、贈与が認められたときに、株式の評価額に誤りがあり贈与税の申告義務があることになった場合、贈与税の法定申告期限から6年以内の各年分の贈与税について遡及して課税されることになります。

ナマの税務相談室